

コンプライアンス事件簿『個人情報・プライバシー編』

法改正状況

2022年5月17日

ハイテクノロジーコミュニケーションズ株式会社

2022年4月までのコンテンツとは、以下の箇所が変更となります。

ページ	該当箇所	変更前	変更後(改訂版)
5	解説		<u>原則として、本人に通知した利用目的以外で個人情報を使用してはいけません。</u>
7	オプトアウト手続きとは？	<ul style="list-style-type: none">・第三者提供を利用目的としていること・提供される個人データの項目・提供の方法・本人の求めに応じて提供を停止すること・本人の求めを受け付ける方法	<ul style="list-style-type: none">・<u>事業者の氏名または名称および住所</u>・提供される個人データの項目・提供の方法・本人の求めを受け付ける方法・第三者提供を利用目的としていること・<u>提供される個人データの取得の方法</u>・本人の求めに応じて提供を停止すること・<u>その他規則で定める事項</u>
9	解説		<u>2022年の改正個人情報保護法では、個人の権利利益を侵害するおそれ大きい漏えいが発生した場合には、個人情報保護委員会に報告と本人への通知をしなければならないことになりました。</u>
10	解説	社会保障、税、災害対策の3つの分野のうち、法律か条例で定められた手続きにのみ使い、これら以外の用途には使えません(2017年10月現在)。	社会保障、税、災害対策の3つの分野のうち、法律か条例で定められた手続きにのみ使い、これら以外の用途には使えません(<u>2022年5月現在</u>)。
14	解説	—	<u>委託先で個人の権利利益を侵害するおそれ大きい漏えいが発生した場合でも、委託元が個人情報保護委員会に報告と本人への通知をしなければなりません。</u>